

(照会事項)

本年に発出された新型コロナウイルス感染症に係る医療体制や検査体制の構築に関する行政通知（事務連絡等）について、その発出の根拠となる法律は何か。

- 新型コロナウイルス感染症についての医療体制や検査体制に関する事務連絡等は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく地方公共団体に対する技術的助言である。

(参考) 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第二百四十五条の四 各大臣（内閣府設置法第四条第三項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。）又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは勧告をするため若しくは普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

2・3（略）

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する

附帯決議（令和三年二月三日 参議院内閣委員会）

第二十四 現下の新型コロナウイルス感染症の感染拡大までに生じた検査、保健所、医療の諸課題を分析し、今後の感染拡大を最大限に封じ込めるとともに再度の感染拡大が生じた場合に対応可能な検査、保健所、医療提供体制を計画的に確保するため、国としての基本的な方針を示すとともに都道府県等の計画的取組の実施状況を的確に把握し、地域における対策の実効性を確保するために徹底したP D C Aサイクルに基づき必要な措置を講ずること。また、これらの国及び都道府県等の対策の実施状況について適時に公表すること。

倫理規程に違反する疑いがある会食一覧（令和3年2月22日時点で確認できた事実関係）

整理番号	職員（現官職）	会食時の利害関係	会食時の官職	年月日	参加者	会食の趣
1	谷脇康彦（総務審議官）	○	総務審議官	令和2年10月7日	三宮、三上、木田、菅	意見交換
2		×	総合通信基盤局長	令和元年10月23日	三宮、三上、木田、菅	懇親会
3				令和元年6月6日	三上、木田、菅	懇親会
4				平成30年10月9日	二宮、木田、菅、他2名	懇親会
5	吉田真人（総務審議官）	○	総務審議官 ※1	令和2年12月8日	木田、菅	懇親会
6			情報流通行政局長	令和2年1月24日	木田、菅	新年会
7			大臣官房総括審議官 ※2	平成29年10月18日	木田	懇親会
8			大臣官房審議官	平成28年12月14日	木田	忘年会
9				平成28年8月8日	木田、菅	暑気払い
10	秋本芳徳（大臣官房付）	○	情報流通行政局長	令和2年12月10日	木田、菅	懇親会
11				令和2年7月30日	木田、菅、他1名	暑気払い
12		×	総合通信基盤局電気通信事業部長	平成31年2月14日	木田、菅、（湯本）	新年会
13				平成30年11月29日	木田	忘年会
14				平成29年5月26日	木田、他1名	懇親会
15				平成28年11月28日	木田、菅	忘年会
16				平成28年7月20日	木田、菅	懇親会
17	湯本博信（大臣官房付）	○	大臣官房審議官	令和2年12月14日	木田、菅	忘年会
18			情報流通行政局総務課長	令和元年11月27日	木田、菅	忘年会
19		×	情報流通行政局放送政策課長	平成31年2月14日	木田、菅、（秋本）	新年会
20	玉田康人（大臣官房総務課長）	○	内閣官房内閣参事官	平成31年1月23日	木田	新年会
21	豊嶋基暢（情報流通行政局情報通信政策課長）	×	情報流通行政局放送政策課長	令和元年11月28日	木田	忘年会
22				令和元年8月1日	木田	暑気払い
23	井幡晃三（情報流通行政局放送政策課長）	○	情報流通行政局放送政策課長 ※	令和2年8月12日	木田	暑気払い
24			情報流通行政局地上放送課長 ※	令和元年12月19日	木田、菅、（吉田恭）	忘年会
25				令和元年8月30日	三上、菅、（吉田恭）	懇親・情報交
26				令和元年8月27日	木田	暑気払い
27			情報流通行政局衛星・地域放送課長	平成31年2月6日	木田	新年会
28	吉田恭子（情報流通行政局衛星・地域放送課長）	○	情報流通行政局衛星・地域放送課長	令和2年8月5日	三上	情報交換
29				令和元年12月19日	木田、菅、（井幡）	忘年会
30				令和元年11月29日	三上、他1名、（職員）	懇親会
31				令和元年9月3日	木田、（職員）	暑気払い
32				令和元年8月30日	三上、菅、（井幡）	懇親・情報交
33	課長級職員（大臣官房付）	×	（情報流通行政局）	平成30年9月19日	三上、他4名	合同懇親会後次会
34	三島由佳（情報流通行政局情報通信作品振興課長）	○	情報流通行政局情報通信作品振興課長 ※	令和元年8月22日	木田、他1名	暑気払い
35	奈良俊哉（内閣官房内閣審議官）	○	大臣官房総括審議官 ※	令和元年12月17日	木田、菅	忘年会
36			大臣官房審議官	平成30年12月12日	木田	忘年会
37	課長補佐級職員（出向中）	○	（情報流通行政局）	令和元年11月29日	三上、他1名、（吉田恭）	懇親会
38				令和元年9月3日	木田、（吉田恭）	暑気払い

東北新社の外資比率等について

- 2015年（H27）3月31日時点 外国人等の比率 20.55%
- ① 2016年（H28）3月31日時点 外国人等の比率 20.28%

- ② 2016年（H28）9月30日時点 外国人等の比率 19.96%

- ③ 2016年（H28）10月17日 東北新社 BS4K 衛星基幹放送事業者 申請

- ④ 2017年（H29）1月24日 東北新社 BS4K 衛星基幹放送事業者認定

- ⑤ 2017年（H29）3月31日時点 外国人等の比率 21.23%

- ⑥ 2017年（H29）7月28日 関連3チャンネルの東北新社への地位承継の公表

- ⑦ 2017年（H29）8月16日 東北新社への地位承継を中止。東北新社及び関連3チャンネルの子会社等への地位承継の決定の公表

- ⑧ 2017年（H29）9月1日 東北新社メディアサービス 設立

- ⑨ 2017年（H29）9月5日 東北新社メディアサービスへの地位承継の公表
「BS4K 衛星基幹放送事業者の地位承継」

- ⑩ 2017年（H29）9月17日 東北新社メディアサービス 地位承継認可申請

- ⑪ 2017年（H29）9月30日時点 外国人等の比率 22.21%

- ⑫ 2017年（H29）10月13日 東北新社メディアサービスへの衛星基幹放送事業者の地位の承継の総務大臣認可

- ⑬ 2018年（H30）3月31日時点 外国人等の比率 22.28%
2019年（H31）3月31日時点 外国人等の比率 22.03%
2020年（R2）3月31日時点 外国人等の比率 22.39%

- (4) 【ライツプランの内容】
該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日 (注)	23,367,667	46,735,334	—	2,487,183	—	3,732,826

(注) 株式分割

平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載または記録された株主に対し、平成18年4月1日を効力発生日としてその所有株式1株につき2株の割合をもって株式を分割いたしました。

(6) 【所有者別状況】

平成28年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	11	17	45	72	—	3,199	3,344	—
所有株式数 (単元)	—	20,472	2,913	9,459	94,761	—	339,721	467,326	2,734
所有株式数 の割合(%)	—	4.38	0.62	2.02	20.28	—	72.69	100.00	—

(注) 1 自己株式 1,786,779株は「個人その他」に 17,867単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成28年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
植村 徹	東京都世田谷区	8,667,146	18.54
植村 伴次郎	東京都世田谷区	7,917,016	16.94
植村 綾	東京都世田谷区	4,741,138	10.14
二宮 五月	東京都世田谷区	4,726,498	10.11
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB	東京都中央区日本橋1-4-1	2,068,000	4.42
植村 久子	東京都世田谷区	1,799,312	3.85
株式会社東北新社	東京都港区赤坂4-8-10	1,786,779	3.82
GOLDMAN, SACHS&CO. REG	東京都港区六本木6-10-1	1,165,000	2.49
東北新社従業員持株会	東京都港区赤坂4-8-10	1,026,600	2.19
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	905,300	1.93
計	—	34,802,789	74.47

5

出典: 国立国会図書館提出「株式会社 東北新社 有価証券報告書」より小西洋之事務所作成
令和3年3月8日 参議院予算委員会 立憲民主・社民 小西洋之

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成18年4月1日 (注)	23,367,667	46,735,334	—	2,487,183	—	3,732,826

(注) 株式分割

平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、平成18年4月1日を効力発生日としてその所有株式1株につき2株の割合をもって株式を分割いたしました。

(6) 【所有者別状況】

平成29年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	11	19	44	67	—	3,374	3,515	—
所有株式数 (単元)	—	13,392	904	9,419	99,233	—	344,379	467,327	2,634
所有株式数 の割合(%)	—	2.87	0.19	2.02	21.23	—	73.69	100.00	—

(注) 1 自己株式 1,786,779株は「個人その他」に 17,867単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成29年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
植村 徹	東京都世田谷区	8,667,146	18.54
植村 伴次郎	東京都世田谷区	7,917,016	16.94
植村 綾	東京都世田谷区	4,741,138	10.14
二宮 五月	東京都世田谷区	4,726,498	10.11
MLI FOR CLIENT GENERAL OMNI NON COLLATERAL NON TREATY-PB (常任代理人 メリルリンチ日本証券 株式会社)	MERRILL LYNCH FINANCIAL CENTRE 2 KING EDWARD STREET LONDON EC1A 1HQ (東京都中央区日本橋1-4-1 日本橋一丁目三井ビルディング)	2,098,100	4.48
植村 久子	東京都世田谷区	1,799,312	3.85
株式会社東北新社	東京都港区赤坂4-8-10	1,786,779	3.82
GOLDMAN, SACHS&CO. REG (常任代理人 ゴールドマン・サック ス証券株式会社)	200 WEST STREET NEW YORK, NY, USA (東京都港区六本木6-10-1 六本木ヒルズ森タワー)	1,503,800	3.21
東北新社従業員持株会	東京都港区赤坂4-8-10	1,017,000	2.17
THE BANK OF NEW YORK- JASDECTREATY ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行)	AVENUE DES ARTS 35 KUNSTLAAN, 1040 BRUSSELS, BELGIUM (東京都港区港南2-15-1 品川インターシティA棟)	878,200	1.87
計	—	35,134,989	75.18

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月1日 (注)	23,367,667	46,735,334	—	2,487	—	3,732

(注) 株式分割

平成18年3月31日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、平成18年4月1日を効力発生日としてその所有株式1株につき2株の割合をもって株式を分割いたしました。

(5) 【所有者別状況】

平成30年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	10	16	42	83	2	3,174	3,327	—
所有株式数 (単元)	—	8,386	342	10,070	104,128	2	344,400	467,328	2,534
所有株式数 の割合(%)	—	1.79	0.07	2.15	22.28	0.00	73.69	100.00	—

(注) 1 自己株式1,786,779株は「個人その他」に17,867単元、「単元未満株式の状況」に79株含まれております。

2 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4単元含まれております。

東北新社、スカパー・エンターテイメントなどとの事業承継で吸収分割承継会社のスキームを見直し

2017/8/16 15:55 | 日本経済新聞 電子版

発表日:2017年8月16日

当社並びに株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場の吸収分割契約締結（簡易吸収分割）中止に関するお知らせ

当社は、平成29年7月28日付開示いたしました「当社並びに株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場の吸収分割契約締結（簡易吸収分割）に関するお知らせ」に関し、本日中止することといたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 中止となる簡易吸収分割の要旨

(1) 日程

吸収分割契約承認取締役会決議日:平成29年7月28日

吸収分割契約締結:平成29年8月2日

吸収分割の実施予定日（効力発生日）:平成29年9月17日（予定）

(2) 方式

当社を吸収分割承継会社とし、株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場を吸収分割会社とする吸収分割です。

2. 中止の理由

当社は株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場が実施している東経110度CSデジタル放送事業における衛星基幹放送事業者の地位を、吸収分割の方法により承継すべく作業を進めてまいりましたが、経営効率の向上の観点から再検討した結果、当社子会社もしくは関連会社を吸収分割承継会社とすべくスキームを見直すこととなったため、中止することにいたしました。

以上

超高精細度テレビジョン放送に係る
衛星基幹放送業務の認定申請マニュアル

平成 28 年 9 月 15 日



総務省

第1節 衛星基幹放送の業務認定申請書

(放送法施行規則別表第6の2号)

別表第六の二号

衛星基幹放送の業務認定申請書

年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号
住所
(ふりがな)
氏名 (法人又は団体にあつては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
電話番号

衛星基幹放送の業務の認定を受けたいので、放送法第93条第2項の規定により申請します。

基幹放送の種類 (注1)	
基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称 (注2)	
衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置 (注3)	
希望する放送対象地域	
希望する周波数 (注4)	
業務開始の予定期日	
放送事項 (注5)	
基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要 (注6)	
欠格事由の有無 (注7)	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無

注1 法第91条第1項の規定による基幹放送普及計画の「第3 基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」の「2 国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標」に規定されている「基幹放送の区分」の各項目を記載すること (同項目に区分の規定がない場合には、同「1 総則」の(3)の基幹放送名を記載するとともに、「超短波放送」、「テレビジョン放送」、「データ放送」のように記載すること)。また、有料放送の場合にあつては、その旨も記載すること。

(記載例) 「衛星基幹放送 (デジタル放送) - テレビジョン放送」

注2 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について、電波法の規定による免許を受けようとする一の者又は当該免許を受けた一の者の氏名又は名称を記載すること。

注3 人工衛星の軌道又は位置を次のように記載すること。

テレビジョン放送を行うときは、一週間当たりの放送時間全体（複数の超高精細度テレビジョン放送を行う場合における当該超高精細度テレビジョン放送のうち一週間当たりの放送時間が最も長いものの放送時間及び複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の合計をいう。）における複数の超高精細度テレビジョン放送を行わない場合における超高精細度テレビジョン放送の放送時間の占める割合

イ (略)

ウ 超高精細度テレビジョン放送を行う場合は、一週間当たりの放送時間全体における超高精細度テレビジョン放送(当該超高精細度テレビジョン放送の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数と同等以上の水平方向及び垂直方向の輝度信号の画素数を有する超高精細度カメラ等により制作・編集された番組を放送するものに限る。)に係る放送時間の占める割合

エ (略)

オ 一週間当たりの放送時間全体における成人向け番組に係る放送時間の占める割合

カ 一週間当たりの放送時間全体における対価を得て行う広告放送（有料放送により行われるものを除く。）に係る放送時間の占める割合

(5) (略)

(6) 有料放送を含む基幹放送を行う場合

(1)から(5)までに定めるもののほか、有料放送を含む基幹放送を行う旨を記載するとともに、限定受信方式の名称を記載すること。この場合において、限定受信方式識別子が指定されている場合はその指定に係る限定受信方式の名称を記載すること。なお、名称のみでは方式を特定できない場合は、さらに詳細な内容を記載すること。

注6 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要の欄は、次により記載すること。

(1) 基幹放送の業務に用いられる電気通信設備の概要には、基幹放送が行われる過程における映像、音声、文字、データの流れが明確になるよう、演奏所から基幹放送局の送信設備の送信空中線までの範囲における全ての電気通信設備を明記した概要図を記載すること。

(2) (1)の概要図には、基幹放送の業務に用いられる電気通信設備のうち、当該業務に用いられる基幹放送設備に該当する設備の範囲を「番組送出設備」、「中継回線設備」又は「地球局設備」の別を明確にして付記すること。

(3) (1)の概要図には、(2)の「番組送出設備」、「中継回線設備」及び「地球局設備」の法第111条第1項の技術基準への適合性に係る説明について、次の事項を付記すること。

ア 法第111条第2項第1号に規定する基幹放送設備の損壊又は故障により、基幹放送の業務に著しい支障を及ぼさないようにすることを確保するための措置に関する事項

イ 法第111条第2項第2号に規定する基幹放送設備を用いて行われる基幹放送の品質が適正であるようにすることを確保するために当該設備が準拠する送信の標準方式の種類に関する事項

(4) 一葉の用紙に全部を記載することができない場合には、全体の構成が把握できるよう電気通信設備の階層その他適宜の区分に分けて、別途記載すること。

注7 法第93条第1項第6号（協会にあつては、同号イからハまでに限る。）の欠格事由の有無について記載するものとし、同欄の□には、該当する事項にレ印を付けること。

○放送法（抄）

（昭和二十五年五月二日法律第三百三十二号）

（認定）

第九十三条 基幹放送の業務を行おうとする者（電波法の規定により当該基幹放送の業務に用いられる特定地上基幹放送局の免許を受けようとする者又は受けた者を除く。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当することについて、総務大臣の認定を受けなければならない。

- 一 当該業務に用いられる基幹放送局設備を確保することが可能であること。
- 二 当該業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 当該業務に用いられる電気通信設備（基幹放送局設備を除く。以下「基幹放送設備」という。）が第百十一条第一項の総務省令で定める技術基準に適合すること。
- 四 当該業務を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。ただし、当該業務に係る放送の種類、放送対象地域その他の事項に照らして基幹放送による表現の自由ができるだけ多くの者によって享有されることが妨げられないと認められる場合として総務省令で定める場合は、この限りでない。
 - イ 基幹放送事業者
 - ロ イに掲げる者に対して支配関係を有する者
 - ハ イ又はロに掲げる者がある者に対して支配関係を有する場合におけるその者
- 五 その認定をすることが基幹放送普及計画に適合することその他放送の普及及び健全な発達のために適切であること。
- 六 当該業務を行おうとする者が次のイからルまで（衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務を行おうとする場合にあつては、ホを除く。）のいずれにも該当しないこと。
 - イ 日本の国籍を有しない人
 - ロ 外国政府又はその代表者
 - ハ 外国の法人又は団体
 - ニ 法人又は団体であつて、イからハまでに掲げる者が特定役員であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの
 - ホ 法人又は団体であつて、（一）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合とこれらの者により（二）に掲げる者を通じて間接に占められる議決権の割合として総務省令で定める割合とを合計した割合がその議決権の五分の一以上を占めるもの（ニに該当する場合を除く。）
 - （一） イからハまでに掲げる者
 - （二） （一）に掲げる者により直接に占められる議決権の割合が総務省令で定める割合以上である法人又は団体
 - ヘ この法律又は電波法に規定する罪を犯して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者
 - ト 第百三条第一項又は第百四条（第五号を除く。）の規定により認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - チ 第百三十一条の規定により登録の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - リ 電波法第七十五条第一項又は第七十六条第四項（第四号を除く。）の規定により基幹放送局の免許の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ヌ 電波法第二十七条の十五第一項又は第二項（第三号を除く。）の規定により移動受信用地上基幹放送をする無線局に係る同法第二十七条の十三第一項の開設計画の認定の取消しを受け、その取消しの日から二年を経過しない者
 - ル 法人又は団体であつて、その役員がへからヌまでのいずれかに該当する者であるもの
- 2 前項の認定を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、次の事項（衛星基幹放送にあつては、次の事項及び当該衛星基幹放送の業務に係る人工衛星の軌道又は位置）を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
 - 二 基幹放送の種類
 - 三 基幹放送の業務に用いられる基幹放送局について電波法の規定による免許を受けようとする者又はその免許を受けた者の氏名又は名称
 - 四 希望する放送対象地域

■放送法（昭和二十五年法律第百三十二号） 抜粋

（承継）

第九十八条 （略）

2 認定基幹放送事業者が基幹放送の業務を行う事業を譲渡し、又は認定基幹放送事業者たる法人が合併若しくは分割（基幹放送の業務を行う事業を承継させるものに限る。）をしたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは分割により当該事業を承継した法人は、総務大臣の認可を受けて認定基幹放送事業者の地位を承継することができる。

3～5 （略）

6 第九十三条第一項の規定は、第二項及び第三項の認可に準用する。

（認定の取消し等）

第百三条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が第九十三条第一項第七号（トを除く。）に掲げる要件に該当しないこととなつたとき、又は認定基幹放送事業者が行う地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたときは、その認定を取り消さなければならない。

2 （略）

第百四条 総務大臣は、認定基幹放送事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その認定を取り消すことができる。

- 一 正当な理由がないのに、基幹放送の業務を引き続き六月以上休止したとき。
- 二 不正な手段により、第九十三条第一項の認定、第九十六条第一項の認定の更新又は第九十七条第一項の許可を受けたとき。
- 三 第九十三条第一項第五号に掲げる要件に該当しないこととなつたとき。
- 四 第百七十四条の規定による命令に従わないとき。
- 五 衛星基幹放送又は移動受信用地上基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許がその効力を失つたとき。

⑤

決裁・供覧

件名	放送法第98条第2項に基づく認定基幹放送事業者の地位の承継について(株式会社東北新社メディアサービス)			文書番号		
				総情衛50		
伺い文	別紙1参照					
起案	起案日	平成29年10月4日		受付日		
	部署	総務省 情報流通行政局 衛星・地域放送課		決裁	決裁処理期限日 平成29年10月13日	
					決裁日 平成29年10月13日	
	起案者	木村 美穂子		施行	施行処理期限日	
	連絡先	[REDACTED]			施行日	
	分類名称	大分類	衛星放送・基幹放送に係る許認		施行先	
		中分類	平成29年度放送法に基づく許		施行者	
		名称(小分類)	別紙2参照		取扱上の注意	
	取扱区分	秘密区分	指定無し		格付け	機密性格付け 1
		秘密期間終了日			取扱い	取扱制限
指定事由				保存	行政文書保存期間 5年	
					保存期間満了時期 令和5年3月31日	
決裁・供覧欄						
備考欄	情衛23、24 10月13日決裁期限					

情報流通行政局
山田 真貴子 (局長) 【済】

情報流通行政局
奈良 俊哉 (審議官) 【済】

情報流通行政局 総務課
鈴木 信也 (課長) 【済】

情報流通行政局 総務課
吉田 弘毅 (統括補佐) 【済】

情報流通行政局 総務課 総括係
櫻井 真一 (係長) 【済】

情報流通行政局 放送技術課
坂中 靖志 (課長) 【済】

情報流通行政局 放送技術課
梅城 崇師 (課長補佐) 【済】

決 情報流通行政局 放送技術課 政策係
色部 俊昭 (係長) 【済】

裁 情報流通行政局 衛星・地域放送課
井幡 晃三 (課長) 【済】

情報流通行政局 衛星・地域放送課
三島 由佳 (企画官) 【済】

情報流通行政局 衛星・地域放送課
佐藤 栄一 (課長補佐) 【済】

供 情報流通行政局 衛星・地域放送課
広瀬 賢太郎 (課長補佐) 【済】

情報流通行政局 衛星・地域放送課
岸田 浩輝 (係長) 【済】

覧 情報流通行政局 衛星・地域放送課
浅井 正史 (係長) 【済】

欄 情報流通行政局 衛星・地域放送課
安倍 祥文 (係長) 【済】

情報流通行政局 衛星・地域放送課
大島 徹也 (係員・官) 【同報】

情報流通行政局 放送技術課
樋口 海里 (係員・官) 【同報】

情報流通行政局 総務課
海老原 拓朗 (係員・官) 【同報】

情報流通行政局 総務課
奥山 英行 (係員・官) 【同報】

情報流通行政局 総務課 総括係
北島 弘崇 (主任) 【同報】

標記について、株式会社東北新社メディアサービス（代表取締役社長 木田由紀夫。以下「申請者」という。）から放送法（昭和25年法律第132号。以下「法」という。）第98条第2項に基づき、認定基幹放送事業者の地位の承継について申請があった。

申請者及び当該承継申請に係る分割当事者（以下「分割当事者」という。）の概要は別紙1、承継申請の概要は別紙2のとおりであり、法第98条第6項が準用する法第93条第1項の規定に基づき審査した結果、別紙3のとおり同項各号のいずれにも適合しているものと認められる。ついては、法第98条第2項に基づき、案の1により認可することとしたい。

併せて、法第99条及び放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第80条第2項の規定に基づき、案の2により認定証を訂正の上、交付することとしたい。

（副申）

1 申請書類は大部のため起案者保存とし、別添として申請書の一部の写しを添付する。

2 現在、法第93条第1項に基づき、分割当事者のうち株式会社スカパー・エンターテイメント、株式会社スーパーネットワーク及び株式会社ファミリー劇場は東経110度CSデジタル放送（テレビジョン放送（デジタル放送））。スカパー・エンターテイメントは8番組（うち2番組については、廃止届を受理済み。）、スーパーネットワーク及びファミリー劇場は各1番組）、株式会社東北新社はBSデジタル放送（超高精細度テレビジョン放送1番組）の衛星基幹放送の業務の認定をそれぞれ受けているところ。今般、衛星基幹放送事業運営上の効率化等を目的とし、上記のうち各社1番組ずつを吸収分割することとし、申請者に衛星基幹放送事業者の地位の承継を行うものである。

伺
い
文